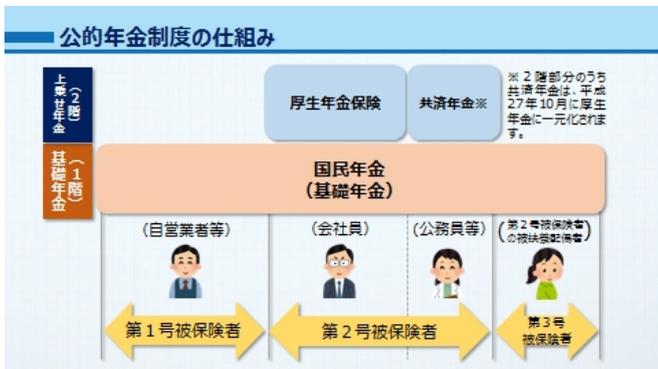




【社会保険制度】

本講義は、日本年金機構等で一般的に配布しているパンフレットについて、窓口で来訪者に最低限の案内を行うために必要な内容を説明することを目標としています。このため、本講義では最低限知っておいていただきたい年金制度の概要について、お話ししていきます。

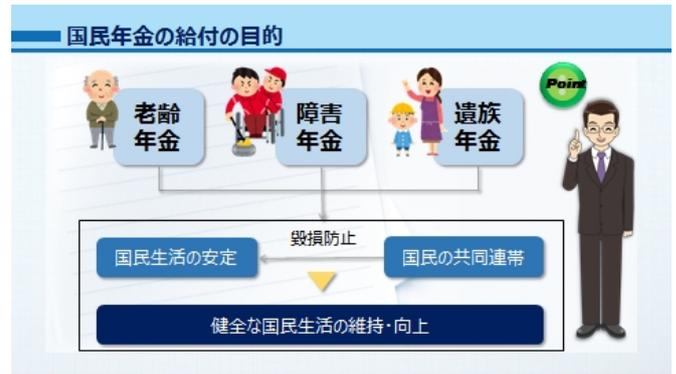
それでは、国民年金の位置付けから見ていくことにします。わが国の社会保険の分野には、年金保険、医療保険、介護保険、雇用保険、労働者災害補償保険等の制度が存在します。国民年金や厚生年金などの公的年金制度は、そのうちの年金保険の中に位置付けられています。



【公的年金制度の仕組み】

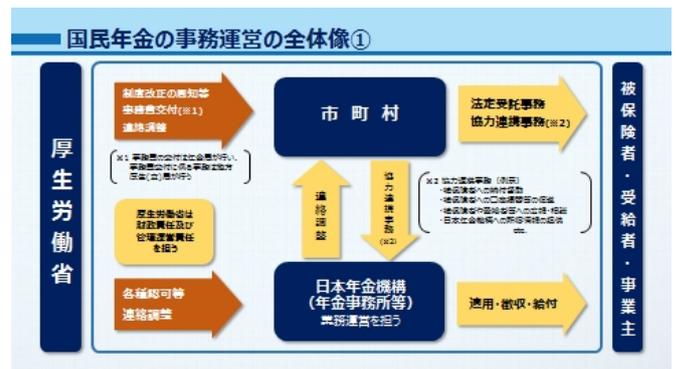
日本の公的年金制度は、老齢、障害、死亡などのリスクに備えるための仕組みとなっており、世代を超えてすべての方を公的年金が支えています。また、公的年金制度は、国民皆年金という特徴を持っており、20歳以上の全ての方が共通して加入する国民年金と、会社員が加入する厚生年金などによる、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっています。

なお、2階部分のうち共済年金は、平成27年10月に厚生年金に一元化されます。



【国民年金の給付の目的】

すべての国民を対象とする国民年金は、老齢（老齢基礎年金）、障害（障害基礎年金）、死亡（遺族基礎年金など）という3つの保険事故によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的としています。



【国民年金の事務運営の全体像】

国民年金法の本格的なお話に入る前に、国民年金事務実施の全体概要をお話しします。

国民年金に関する事業は政府が管掌することが法律第3条第1項で規定されています。政府が管掌することは、政府が国民年金事業の管掌者として、国民年金事業に関する一切の事務を管理し、実施するということです。

政府管掌年金事業については、厚生労働省の外局の社会保険庁が実施してきました。平成19年の法律改正により、平成21年12月末に社会保険庁が廃止され、すべての権限・事務は、原則として厚生労働省が行うべきものとされています。

国民年金の事務運営の全体像②

厚生労働大臣の権限の委任について

厚生労働大臣の権限の一部は地方厚生局長あるいは地方厚生支局長に委任する旨の規定（法第109条の9）がある。

日本年金機構について

厚生労働大臣の権限や事務の多くは主に日本年金機構に委任・委託されており、これらの事項は法第109条の4から法第109条の12（法第109条の5（財務大臣への権限の委任）及び法第109条の9（地方厚生局長等への権限の委任）を除く）で詳細に規定されている。

- ・日本年金機構は、日本年金機構法に基づき、非公務員型の公法人となっている。日本年金機構は東京に本部が設置されていて、全国にブロック本部、事務センター、年金事務所が設置されている。
- ・地方厚生（支）局、年金事務所、事務センター、ブロック本部などは、各市町村と協力して、国民年金の窓口事務を実施することになっている。

①厚生労働大臣の権限の委任について

なお、厚生労働大臣の権限の一部は地方厚生局長あるいは地方厚生支局長に委任する旨の規定（法第109条の9）があります。

②日本年金機構について

また、厚生労働大臣の権限や事務の多くは主に日本年金機構に委任・委託されており、これらの事項は法第109条の4から法第109条の12（法第109条の5（財務大臣への権限の委任）及び法第109条の9（地方厚生局長等への権限の委任）を除く）で詳細に規定されています。

日本年金機構は、日本年金機構法に基づき、非公務員型の公法人となっています。日本年金機構は東京に本部が設置されていて、全国にブロック本部、事務センター、年金事務所が設置されています。

地方厚生（支）局、年金事務所、事務センター、ブロック本部などは、各市町村と協力して、国民年金の窓口事務を実施することになっています。

国民年金の事務運営の全体像③

市町村事務について

国民年金法が事務の一部を市町村が行う

国民年金制度が住民基本台帳や地方税制度などと密接に関係しており、このような地域住民を対象とする国民年金の事務が地方公共団体の事務と密接不可分の関係にある。

地域住民に身近な市町村窓口で各種の申請や申請を行えることが、被保険者の利便性に繋がるとされている。

③市町村事務について

国民年金は国の責任において運用されるべきものですが、国民年金法が事務の一部を市町村が行うこととしているのは、国民年金制度が住民基本台帳や地方税制度などと密接に関係しており、このような地域住民を対象とする国民年金の事務が地方公共団

体の事務と密接不可分の関係にあるからです。

また、地域住民に身近な市町村窓口で各種の申請や申請を行えることが、被保険者の利便性に繋がるとされているためです。

市町村：法定受託事務（法第3条第3項）

I 法定受託事務

国民年金法等の規定により、市町村長（特別区の区長含む）が実施することとされている主な事務

事項	法令
1. 国民年金の受給権の認定（国民年金法第17条第1項第1号）	国民年金法第17条第1項第1号
2. 国民年金の受給権の停止（国民年金法第17条第1項第2号）	国民年金法第17条第1項第2号
3. 国民年金の受給権の取消（国民年金法第17条第1項第3号）	国民年金法第17条第1項第3号
4. 国民年金の受給権の喪失（国民年金法第17条第1項第4号）	国民年金法第17条第1項第4号
5. 国民年金の受給権の喪失の認定（国民年金法第17条第1項第5号）	国民年金法第17条第1項第5号
6. 国民年金の受給権の喪失の停止（国民年金法第17条第1項第6号）	国民年金法第17条第1項第6号
7. 国民年金の受給権の喪失の取消（国民年金法第17条第1項第7号）	国民年金法第17条第1項第7号
8. 国民年金の受給権の喪失の停止の認定（国民年金法第17条第1項第8号）	国民年金法第17条第1項第8号
9. 国民年金の受給権の喪失の停止の取消（国民年金法第17条第1項第9号）	国民年金法第17条第1項第9号

【市町村：法定受託事務】

法第3条第3項では、国民年金の事務の一部は、政令に定めるところにより市町村長（特別区の区長を含む）が行うこととされています。

例えば、基礎年金の受給権認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査に関する事務、保険料の免除申請・審査（保険料の免除申請の受理・その申請に係る事実についての審査）などがありますが、詳しくは図表をご覧ください。これらの事務については地方自治法では、法定受託事務とされていて、地方自治法第2条第9項第1号では、法律またはこれに基づく政令により都道府県、市町村が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律またはこれに基づく政令に特に定めるもの（第1号法定受託事務）と規定されています。

市町村：協力・連携事務

II 協力・連携事務

法定受託事務と整理されなかった国民年金受給者のうち、被保険者へのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、日本年金機構との協力・連携のもと市町村が実施している業務

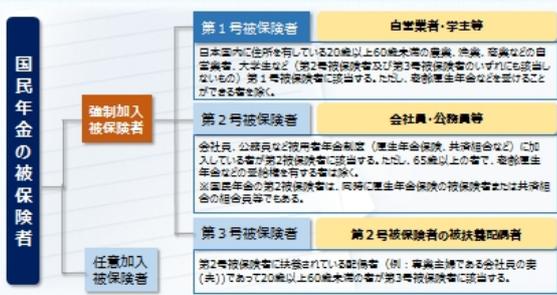
- 1 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 2 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 3 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 4 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 5 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 6 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 7 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 8 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 9 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 10 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 11 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 12 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 13 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 14 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 15 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 16 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 17 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 18 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 19 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条
- 20 国民年金受給者の生活困窮者に対する生活支援等の実施 (国) 国保法第 113 条

【市町村：協力・連携事務】

これらの法定受託事務以外にも、国民年金制度の健全な発展にとって重要であり地域住民の年金権の確保や市町村における住民サービスの提供という観点から法定受託事務と整理されていないものについても、協力連携事務として実施していただいているところではあります。

具体的な内容は図表をご覧いただきたいのですが、資格取得時等における保険料納付案内、口座振替・前納の促進事務や相談等、国と市町村との協力・連携のもとに実施していただいております。なお、協力・連携に必要な費用については財政措置を行っており、交付金が市町村に交付されています。

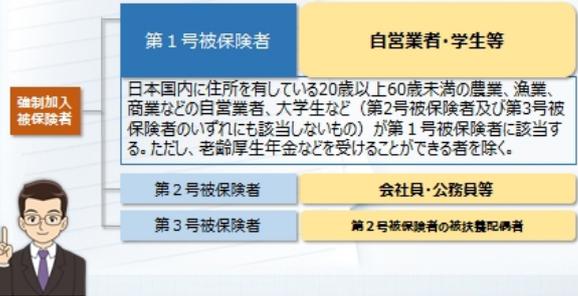
国民年金の被保険者①（法第7条、法附則第5条）



【国民年金の被保険者】

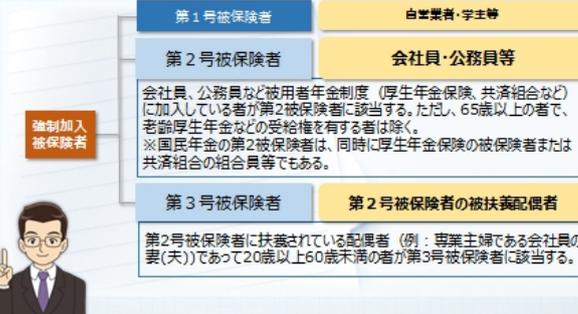
国民年金の被保険者について詳しく見てみましょう。国民年金の被保険者は、強制加入被保険者および任意加入被保険者に分かれています。強制加入被保険者は、職業などにより第1号被保険者、第2号被保険者および第3号被保険者の3種類に分けられ、それぞれ加入手続や保険料の納付方法が異なります。

国民年金の被保険者②（法第7条、法附則第5条）



第1号被保険者は、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、アルバイト、無職の方、厚生年金に加入していない非正規雇用者、学生などです。第1号被保険者は、保険料を自ら納付する必要があり、日本年金機構から送付される納付書を使って金融機関やコンビニエンスストアなどで納めることができます。また、納付のたびに金融機関等に行く必要がない便利な口座振替やクレジットカードによる納付も可能です。

国民年金の被保険者③（法第7条、法附則第5条）



第2号被保険者は、厚生年金などに加入している会社員、公務員などで原則65歳未満の方です。厚生年金などの保険料は給与から天引きされ、事業主を通じて納められます。第3号被保険者は、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者です。

これらの第1号被保険者、第2号被保険者および第3号被保険者を強制加入被保険者といいます。

なお、加入手続は、後ほど「国民年金の届出」の項目でご説明します。

国民年金の被保険者④（法第7条、法附則第5条）

国民年金の被保険者

強制加入被保険者

第1号被保険者	自営業者・学生等
第2号被保険者	会社員・公務員等
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者

任意加入被保険者

任意加入被保険者となることができる者は、次のいずれかに該当する者であつて、かつ、第2号被保険者および第3号被保険者でないものです。

- ① 日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の者で老齢又は退職を支給事由とする年金を受けることができるもの
- ② 日本国内に住所を有している60歳以上65歳未満の者
- ③ 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有していない20歳以上65歳未満の者
- ④ 65歳に達したときに老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者は、年金の受給権の確保を図るための特別措置として、65歳を過ぎていても70歳に達するまでの間であれば、その受給資格期間を満たすまで任意加入する途が保われています。（ただし、昭和40年4月1日までに生まれた者に限られます。）

強制加入被保険者に該当しない場合であっても、法律で定めた要件を満たしている方は、任意加入被保険者として国民年金に加入できます。任意加入被保険者についての詳細な内容は、基礎編講義の各項目で取り扱いますが、大きく分けると次の方が国民年金に任意加入することができます。

国民年金の被保険者⑤（法第7条、法附則第5条）

任意加入被保険者

任意加入被保険者となることができる者は、次のいずれかに該当する者であつて、かつ、第2号被保険者および第3号被保険者でないものです。

- ① 日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の者で老齢又は退職を支給事由とする年金を受けることができるもの
- ② 日本国内に住所を有している60歳以上65歳未満の者
- ③ 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有していない20歳以上65歳未満の者
- ④ 65歳に達したときに老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者は、年金の受給権の確保を図るための特別措置として、65歳を過ぎていても70歳に達するまでの間であれば、その受給資格期間を満たすまで任意加入する途が保われています。（ただし、昭和40年4月1日までに生まれた者に限られます。）

1つ目は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者で、被用者年金制度から老齢または退職を支給事由とする年金を受けることのできるものです。

2つ目は、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者です。

3つ目は、日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の者です。

国民年金の被保険者⑥（法第7条、法附則第5条）

任意加入被保険者

任意加入被保険者となることができる者は、次のいずれかに該当する者であつて、かつ、第2号被保険者および第3号被保険者でないものです。

- ① 日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の者で老齢又は退職を支給事由とする年金を受けることのできるもの
- ② 日本国内に住所を有している60歳以上65歳未満の者
- ③ 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有していない20歳以上65歳未満の者
- ④ 65歳に達したときに老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者は、年金の受給権の確保を図るための特別措置として、65歳を過ぎていても70歳に達するまでの間であれば、その受給資格期間を満たすまで任意加入する途が保われています。（ただし、昭和40年4月1日までに生まれた者に限られます。）

これ以外にも昭和40年4月1日以前の生まれの人は、65歳から70歳までの間、老齢基礎年金の受給資

格期間を満たすまでは国民年金に任意加入できることが特例で認められています。

なお、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は、国民年金の保険料を直接納めますが、第2号被保険者および第3号被保険者は、個別に国民年金の保険料を納めることはありません。

国民年金の被保険者の具体例①（法第7条、法附則第5条）

ケース1

1号 1号



自営業 無職

ケース2

1号 1号



自営業 自営業

ケース3

1号 2号



自営業 会社員

ケース4

2号 3号



会社員 無職

ケース5

2号 2号



会社員 公務員



【国民年金の被保険者の具体例】

それでは、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の具体的なケースを確認しましょう。

国民年金の被保険者の具体例②（法第7条、法附則第5条）

ケース1

1号 1号



自営業 無職

ケース2

1号 1号



自営業 自営業

ケース3

1号 2号



自営業 会社員

ケース1の夫が自営業者で妻が扶養されている場合は、夫は自営業ですので第1号被保険者、妻は夫（第1号被保険者）の被扶養配偶者ですが、第1号被保険者となります。

妻が第3号被保険者になるのは、第2号被保険者の被扶養配偶者のときだけです。

ケース2は、夫が自営業で妻も自営業の場合です。どちらも自営業という場合には、第1号被保険者と第1号被保険者という組み合わせになります。

ケース3の夫が自営業者で妻が会社員という場合は、夫は自営業なので第1号被保険者、妻は会社員ですから厚生年金保険に加入すれば第2号被保険者となります。

国民年金の被保険者の具体例③（法第7条、法附則第5条）



ケース4の夫が会社員で妻が扶養されている場合は、夫は会社員ですから厚生年金保険に加入すれば第2号被保険者となります。妻は第2号被保険者である夫によって扶養されている被扶養配偶者ですから第3号被保険者となります。

ケース5の夫が会社員で妻が公務員という場合は、夫は会社員ですから厚生年金保険に加入すれば第2号被保険者です。また、妻は公務員で共済年金の組合員となり第2号被保険者です。

被保険者の資格の取得の時期①（法第8条）

	資格取得時期
	その日
第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 20歳に達したとき ▶ 日本国内に住所を有するに至ったとき ▶ 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなったとき
第2号被保険者	▶ 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき
第3号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ (20歳以上60歳未満の間において) 第2号被保険者の被扶養配偶者となったとき ▶ (第2号被保険者の被扶養配偶者が) 20歳に達したとき

《注》〇〇歳に達した日とは、誕生日の前日を指す。
したがって、例えば、4月1日が誕生日の者は、3月31日が20歳に達した日となる。

【被保険者の資格の取得の時期】

次に、国民年金の被保険者資格の取得について、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者それぞれの場合で見いきましょう。

被保険者の資格の取得の時期②（法第8条）

	資格取得時期
	その日
第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 20歳に達したとき ▶ 日本国内に住所を有するに至ったとき ▶ 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなったとき

《注》〇〇歳に達した日とは、誕生日の前日を指す。
したがって、例えば、4月1日が誕生日の者は、3月31日が20歳に達した日となる。

第1号被保険者の資格は、20歳に達したときに取得します。20歳に達したときとは誕生日の前日です。

また、日本国内に住所を有することが要件となりますので、日本国内に居住していなかった方が日本国内に住所を有することになったときも、その日に被保険者資格を取得します。さらに厚生年金保険や共済年金といった被用者年金各法の老齢給付等を受けることができる者でなくなったときも、その受けられなくなった日に被保険者資格を取得します。

被保険者の資格の取得の時期③（法第8条）

	資格取得時期
	その日
第2号被保険者	▶ 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき

次に、第2号被保険者の資格は、被用者年金各法の被保険者等になったときに取得します。被用者年金各法の被保険者等になると同時に国民年金の第2号被保険者としての資格を取得することになるわけです。

被保険者の資格の取得の時期④（法第8条）

	資格取得時期
	その日
第3号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ (20歳以上60歳未満の間において) 第2号被保険者の被扶養配偶者となったとき ▶ (第2号被保険者の被扶養配偶者が) 20歳に達したとき

《注》〇〇歳に達した日とは、誕生日の前日を指す。
したがって、例えば、4月1日が誕生日の者は、3月31日が20歳に達した日となる。

そして第3号被保険者については、第2号被保険者の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満）であることが要件となっていますので、例えば結婚し、配偶者として扶養されることになったときは、その日に被保険者資格を取得します。

詳細な規定は他にもありますので、これらについては基礎編講義において説明することとします。

被保険者の資格の喪失の時期（法第9条）

	資格喪失時期	
	翌日	その日
第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 死亡した日 日本国内に住所を有しなくなった日 	<ul style="list-style-type: none"> 60歳に達した日 被用者年金各法に基づき老齢給付権を喪失することができるとき 日本国内に住所を有しなくなった日に第2号被保険者又は第3号被保険者に転属するとき
第2号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 死亡した日 	<ul style="list-style-type: none"> 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を喪失した日（第1号被保険者又は第3号被保険者に転属するときを除く。） 65歳に達した日（ただし、電線又は道路を架設する工事による年金給付の喪失権を喪失する場合には異なる。）
第3号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 死亡した日 被扶養配偶者でなくなった日（第1号被保険者又は第2号被保険者に転属するときを除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 60歳に達した日

【被保険者の資格の喪失の時期】

今回は資格の喪失の時期を見ていきます。まず、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者に共通する資格の喪失時期は、死亡した日の翌日です。

次に、第1号被保険者の資格の喪失時期について見てみましょう。第1号被保険者は日本国内に住所を有した日に資格を取得しますので、その反対に、日本国内に住所を有しなくなった日の翌日に資格を喪失します。また、第1号被保険者は20歳以上60歳未満という年齢要件がありましたので、60歳に達した日に資格を喪失します。

さらに、被用者年金各法の老齢給付等を受けることができる者でなくなった日に資格を取得しますので、その反対に、被用者年金各法の老齢給付等を受けることができる者となったときは、その日に第1号被保険者の資格を喪失します。

第2号被保険者は、被用者年金各法の被保険者等の資格を喪失した日に資格を喪失します。厚生年金保険や共済年金の被保険者の資格の喪失時期については、例えば、会社を辞めたときなどがありますが、それぞれの関係法律で規定されています。

最後に、第3号被保険者については、被扶養配偶者でなくなったときはその翌日に、60歳に達したときはその日に被保険者資格を喪失します。

詳細な規定は、ほかにもありますので、基礎編講義において説明します。

確認問題

問題1 国民年金は、国民年金制度の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

解答 (法第2条)

問題2 第1号被保険者となるのは、日本国籍を有し、かつ、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者に限られている。

解答 (法第7条第1項第1号)



次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

国民年金は、国民年金制度の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

正解はマルです。

問題2です。

第1号被保険者となるのは、日本国籍を有し、かつ、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者に限られている。

正解はバツです。

第1号被保険者の資格取得において、「日本国籍」を有することは要件とされていません。

被保険者の種別の変更（法第11条の2）



【被保険者の種別の変更】

被保険者資格の取得と喪失に関連したものとして、被保険者の種別の変更についても見ておきます。第1号被保険者であった方が会社に勤めることになり第2号被保険者に該当することになったり、反対に第2号被保険者だった方が会社を辞めて第1号被保険者に該当することになった場合など、第1号・第2号・第3号の強制加入被保険者の範囲内での変更は、資格の取得や喪失ではなく、種別の変更という概念になります。

詳細な規定は基礎編講義で解説を行っていきます。

国民年金の被保険者期間の計算の原則（法第11条）



【国民年金の被保険者期間の計算の原則】

国民年金や厚生年金などの被保険者として資格を取得してから喪失するまでの期間を被保険者期間といいます。この被保険者期間は、年金の受給資格や年金額の計算の基礎となるもので、たいへん重要な概念です。

まず、被保険者期間は、日で計算すると煩雑になるため、月を単位として計算します。具体的には、被保険者の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までが被保険者期間とされます。被保険者資格を取得した日の属する月にその資格を喪失した場合は、その月は1か月として被保険者期間に算入します。

次に、同一月内にいったん被保険者資格を喪失した後、さらに資格を取得したという場合の被保険者期間は、前の被保険者期間と後の被保険者期間を合算することになっています。

そのほかの詳細な規定や具体的な例については、基礎編講義で解説しています。

国民年金の届出（法第12条等）

①資格の取得・喪失 ②種別の変更 ③氏名・住所の変更

届出義務

第1号被保険者又は世帯主は、事実があった日から14日以内に市町村長に届け出なければならない。

市町村（長）

報告義務

厚生労働大臣
（日本年金機構）

市町村（長）は、被保険者等からの届出を受理したときは、原則として、受理した日から14日以内に、所定の事項を記載した申請等を機構に送付することによって、これを厚生労働大臣に報告しなければならない。



【国民年金の届出】

次に、国民年金に係る届出について見ていきます。届出は、被保険者が自分の加入記録を正確に残すことによって、正しく保険料を納め、そして老後に正しい年金を受け取るために必要なものです。

第1号被保険者が、市町村の国民年金担当窓口において、加入手続などの届出をしなければならないタイミングとしては、資格取得、資格喪失、種別変更などがあります。第1号被保険者は、14日以内に市町村の窓口でこれらの届出をすることとされています。

これらの届出を受けた市町村（長）は、厚生労働大臣に報告することとされています。具体的には、権限の委任や事務の委託をされている日本年金機構に対して届出があった内容の報告をします。

第2号被保険者は、加入する厚生年金保険などの被用者年金各法において事業主が手続きを行います。

第3号被保険者の届出（法第12条等）

①資格の取得・喪失 ②種別の変更 ③氏名・住所の変更
④種別確認(配偶者が異なる被用者年金制度間の異動をした場合)

経由
第3号被保険者は、事実があった日から14日以内に、事業主又は共済組合等を経由して機構に届け出なければならない。

事業主又は共済組合等 → 提出 → 厚生労働大臣（日本年金機構）

第3号被保険者からの届出を受理した事業主、共済組合等又は健康保険組合は、届書及び届付書類を、速やかに、機構に提出しなければならない。

【第3号被保険者の届出】

また、第3号被保険者は、ご本人が第2号被保険者の勤めている事業主を通じて年金事務所に届け出ることになっています。ただし、第3号被保険者が第1号被保険者に種別を変更する際には市町村に届出が必要となりますので、この点ご注意ください。

国民年金の保険料①（法第87条～第93条等）

国民年金の保険料（第1号被保険者） = 月額 定額保険料※

※法第87条に規定されている月額の定額保険料であり、厚生労働省または日本年金機構のHP（正確には官報）でご確認ください。

付加保険料 = 400円（月額）

定額保険料に加えて、付加保険料（月額400円）を納めた場合、年額で【200円×付加保険料を納めた月数】の付加年金が加算されます。

国民年金保険料の納付義務
国民年金保険料を納付することは法律で義務付けられています。保険料を納付しない場合、日本年金機構が控訴している民間事業者から納付のご案内がなされたり、日本年金機構によりご自身、配偶者や世帯主の銀行口座等の差押えが実施されることがあります。

【国民年金の保険料】

次に、第1号被保険者が負担する保険料について見ていきましょう。

第1号被保険者は年度ごとに定められた定額の保険料を払います。国民年金保険料を納付することは法律で義務付けられていて、保険料を納付しない場合、日本年金機構により本人や配偶者、世帯主の銀行口座等の差押えが実施されることがあります。国民年金の保険料額は、毎年1月下旬に厚生労働省が公表しています。

なお、将来受給する年金額を増やしたい場合には、通常の保険料とは別に月額400円を払うことで、将来受け取る年金額をプラスさせることができる付加保険料という制度があります。案内もれによるトラブルが多い制度となりますので、業務支援ツールでよく確認していただくようお願いします。

国民年金の保険料②（法第87条～第93条等）

前納制度	▶ 保険料を早めに納めること（前納）により保険料が割引になります。 ▶ 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引になります。
早割制度	▶ 通常：翌月末日振替 ▶ 早割：当月末日振替 ⇒ 年間600円（月額50円）の割引

納付方法

納め方 1	納め方 2	納め方 3	納め方 4
「口座振替」で、手堅く。口座振替で一定期間の滞りなくお支払いいただけます。お早割に年金事務所のHPまたは年金機構のHPでご確認ください。	「身近な場所」で、お気軽に。全国のコンビニエンスストア、金融機関で納付することができます。お早割には、「納付書」が必要です。	「クレジットカード」で、お手軽に。お早割に年金事務所でのお手続きが必要です。	「インターネット」で、スイスイ。インターネット/PCブラウザで納付することができます。お早割に金融機関でのお手続きが必要です。

続いて、前納制度について見ていきましょう。

前納制度とは、6か月分から2年分の保険料を前払いくることにより保険料が割引される制度であり、前納する期間に応じて割引額が設定されています。

前納は、納付書で現金により前納する方法と口座振替の方法があります。ただし、2年前納は口座振替のみとなりますのでご注意ください。

また、早割制度といい、毎月の保険料を口座振替により1か月早く納付することで月額50円（年間600円）の割引が適用されます。

この前納制度は、被保険者の手続と経済的な利便性を考慮して設けられているものであり、地域住民の方が窓口で案内をしてほしいという要望の多い制度の一つですので、窓口対応の際に留意が必要です。具体的な内容は業務支援ツールでよく確認していただくようお願いします。

なお、保険料は、全国の金融機関のほか、コンビニエンスストアで納付書により現金納付することができます。このほか、口座振替やクレジットカードでの納付も行えます。

保険料の免除制度（法第89条～第90条の3、平成16年改正法附則第19条等）

保険料の免除	法定免除	① 制度 障害基礎年金や生活扶助を受けている方に「法定免除」制度 現在、障害基礎年金、障害厚生（共済）年金の1級・2級の受給者、生活保護法による生活扶助を受けている方、国立ハセン療養所、国立保養所に入所している方は保険料が免除されます。
	申請免除	② 制度 経済的に保険料が納められない方に「申請免除」制度 収入の減少や失業等による保険料納付の困難が認められる場合、保険料の全額または一部が免除されます。 ※全額免除：4分の3免除、4分の2免除、4分の1免除の4種類があります。
	納付猶予	③ 制度 20歳以上の学生さんに「学生納付特例」制度 専業主婦等が世帯主以下の方は在学期間中の保険料を納めることができません。
		④ 制度 30歳未満の方に「若年者納付猶予」制度 加齢免除の特（学生以外）で、あてはまらない場合は、若年者納付猶予の特が適用されます。

【保険料の免除制度】

第1号被保険者の保険料は、一定額とされていますが、第1号被保険者の中には所得のない方、あるいは所得の低い方もいます。保険料の納付に困難を感じているような低所得者であっても、所得保障として老齢、障害や遺族などの年金が必要という観点から、国民年金制度では、保険料の負担ができない方へ免除、猶予制度を設けています。

それでは、国民年金保険料の免除について見ていきます。保険料の免除は大きく分けて法定免除、申請免除と納付猶予があります。納付猶予はさらに、学生納付特例と若年者納付猶予という制度に分かれています。

保険料の法定免除（法第89条）

保険料が自動的に免除(要件に該当した者は届出が必要)

法定免除	① 障害基礎年金等（※）の受給権者であるとき ※障害等級1級又は2級の障害厚生年金や障害共済年金など
	② 生活保護法による生活扶助等を受けるとき
	③ 国立ハセン療養所、国立保養所等に入所しているとき

【保険料の法定免除】

さらに詳しく見ていきましょう。法定免除は、被保険者が法律に定める要件に該当し届出することで、保険料が自動的に免除となる制度です。

例えば、障害基礎年金の受給権者や生活保護法による生活扶助を受ける方などは、法定免除の要件に該当し、届出により保険料の納付が自動的に免除（要件に該当した者は届出が必要）されます。

保険料の申請免除（法第90条～第90条の2）

申請免除	全額免除	① 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得）が一定額以下であるとき
	4分の3免除	② 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けるとき
	半額免除	③ 地方税法に定める障がい者であり、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が125万円以下であるとき
		④ 地方税法に定める寡婦であり、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が125万円以下であるとき
4分の1免除	⑤ 失業や天災などの理由により保険料を納めることが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき	

【保険料の申請免除】

申請免除は、第1号被保険者本人、世帯主および配偶者のいずれもが、経済的理由や災害に罹災したなどの事由で保険料を納めることが困難な場合において、第1号被保険者本人が申請し承認を受けたときに、厚生労働大臣が指定する期間について、保険料の全額または一部の納付義務が免除される制度です。

この申請免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、および4分の1免除の4種類があります。

申請免除の承認基準は4つあり、1つ目は前年の所得が一定の額以下のとき、2つ目は、本人またはその世帯の人が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき、3つ目は地方税法に定める障がい者または寡婦で前年の所得が一定の額以下のとき、4つ目は失業、天災その他の理由により保険料を納めることが著しく困難なとき、となっています。

保険料の学生納付特例（法第90条の3）

「学生等」であり、かつ、次の要件のいずれかに該当すること。なお、学生納付特例の場合は、学生等である第1号被保険者本人についてのみ所得等の要件が認められます。（世帯主及び配偶者については所得等の要件は認められません。）

学生納付特例	①	当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（1月から3月までの月分の保険料については、前々年の所得）が、次の額以下であるとき <table border="1"> <tr> <td>単身世帯</td> <td>118万円</td> </tr> <tr> <td>一般世帯</td> <td>118万円 + 38万円 × 扶養親族等の数(原則)</td> </tr> </table>	単身世帯	118万円	一般世帯	118万円 + 38万円 × 扶養親族等の数(原則)
	単身世帯	118万円				
	一般世帯	118万円 + 38万円 × 扶養親族等の数(原則)				
	②	被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けるとき				
	③	地方税法に定める障がい者であり、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が125万円以下であるとき				
④	地方税法に定める寡婦であり、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が125万円以下であるとき					
⑤	失業や天災などの理由により保険料を納めることが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき					

【保険料の学生納付特例】

次に、学生納付特例について見ていきましょう。日本に住所を有する方は、20歳になると第1号被保険者になります。しかし、一般に学生の方は保険料を負担することが困難な状況にある場合が多いです。

このため、国民年金では世帯主の所得にかかわらず、本人が申請し、一定の基準に該当し承認を受け

れば、厚生労働大臣が指定した期間について保険料の納付義務が猶予される、学生納付特例制度が設けられています。

この制度の特徴は、世帯主や配偶者の方の所得の要件がないということです。したがって、親の所得が高い場合であっても、学生本人の所得が一定額以下などの要件に該当すれば、この特例の適用を受けることができるということになります。

保険料の若年者納付猶予（平成16年改正法附則第19条等）

「平成17年4月から平成37年6月までの間において30歳未満の被保険者期間がある者」であり、かつ、次の要件のいずれかに該当すること。ただし、若年者納付猶予制度は、配偶者が当該要件のいずれにも該当していないときは、受けることができません。
（世帯主の所得の多寡は問われませんが、配偶者の所得の多寡等は問われます。）

①	当該保険料を納付することを要しないものとしてべき月の属する年の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得）が、次の額以下であるとき	学生世帯	57万円
		一般世帯	35万円×（扶養親族等の数+1）+22万円
②	被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主が全世帯主として生計維持に専ら従事しているとき		
③	地方自治法による選挙権を有して、前年保険料を納付すること8割に達しないものとしてべき月の属する年の前年の所得が125万円以下であるとき		
④	地方自治法による選挙権を有して、前年保険料を納付すること8割に達しないものとしてべき月の属する年の前年の所得が125万円以下であるとき		
⑤	喪失や天災による保険料を納付することが困難である場合に、天災による他の厚生労働省令で定める事由があるとき		

※平成28年7月以降は、若年者納付猶予制度の対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大することとなっています。

【保険料の若年者納付猶予】

次は、学生納付特例と比較する形で若年者納付猶予について見ていきましょう。

若年者納付猶予制度は、30歳未満の第1号被保険者本人および配偶者のいずれもが、一定の基準に該当するときに、本人が申請し承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間について保険料の納付義務が猶予される制度です。

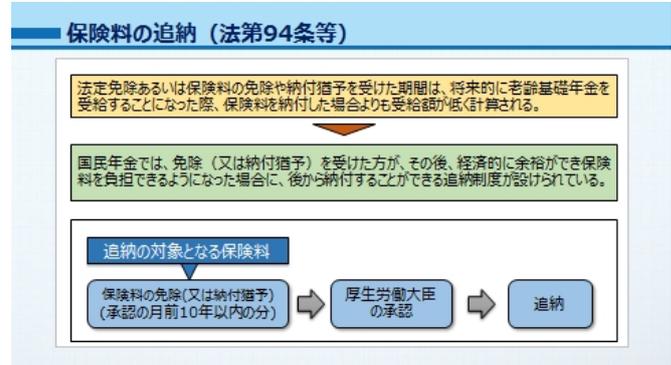
若年者納付猶予制度の特徴は、申請者本人が30歳未満であること、学生納付特例制度と同様に世帯主の所得要件がないということです。申請者本人の所得と配偶者の所得が一定額以下である場合に申請をして認められると若年者納付猶予の適用を受けることができます。

なお、現行の若年者納付猶予制度は若年者層を対象としていますが、平成28年7月以降は、全年齢層において非正規雇用者が増加している状況を踏まえ、

（若年者）納付猶予制度の対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大することとなっています。この納付猶予制度は平成37年6月末までの時限措置とされています。

保険料の免除や納付猶予において重要なことは、被保険者が保険料を支払えない経済的な事情がある場合に、その方が、これらの手続を行う必要がある

ということです。単に国民年金保険料を払いたくない、あるいは払えないからといって納付しないと、未納となってしまい、障害や死亡のリスクに住民が備えられないことになる場合があるため注意が必要です。



【保険料の追納】

国民年金制度では、保険料の負担が困難な方でも年金の受給要件を満たせるような制度が設けられていて、一定の承認基準に該当するときは、免除（または納付猶予）を受けることができることを説明しました。

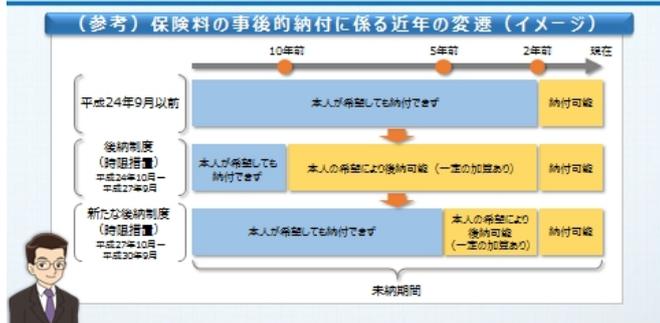
しかし、法定免除あるいは保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、将来的に老齢基礎年金を受給することになった際、保険料を納付した場合よりも受給額が低く計算されることになっています。

そのため国民年金では、免除（または納付猶予）を受けた方が、その後、経済的に余裕ができ保険料を負担できるようになった場合に、後から納付することができる追納制度が設けられています。

追納の対象となる保険料は、追納が承認された日の属する月前10年以内の期間に係る保険料です。

なお、追納を希望する際には日本年金機構の年金事務所に追納申込書を提出する必要があります。

保険料の時効と後納制度



【保険料の時効と後納制度】

国が保険料を徴収することのできる権利は、保険料の納付期限から2年を経過したときに時効によって消滅することとなります。消滅時効完成以降は保険料を徴収することができず、また、被保険者も保険料を納付することができないこととなっています。

一方で、保険料の納付期間が少ない場合、無年金者、低年金者となる場合があります。これらを防止するため、国民年金では、保険料を適切に納付している被保険者との均衡に配慮しつつ、過去10年間について遡って納付できる後納制度が設けられています。この後納制度を利用する場合は、本人が年金事務所へ申込を行います。なお、後納制度は平成24年10月から平成27年9月末までの時限措置となっていますが、平成27年10月から平成30年9月末までは、過去5年間の保険料を納付できる制度が時限措置として設けられることになっています。

確認問題

問題1 国民年金の被保険者期間の計算の単位として、正しいものを次の中から選びなさい。

ア・・・日 イ・・・月 ウ・・・年

解答

イ (法第11条第1項)

被保険者期間を計算する場合には、「月」によるものとされています。

問題2 追納とは、追納が承認された日の属する月前10年以内の期間のうち、滞納していた月の保険料を納付することができる制度である。

解答

ウ (法第94条)

追納が認められるのは、「滞納」ではなく、保険料の「免除・納付猶予」の対象となっていた月です。

問題1です。

国民年金の被保険者期間の計算の単位として、正しいものを次の中から選びなさい。

ア・・・日 イ・・・月 ウ・・・年

正解はイです。

被保険者期間を計算する場合には、「月」によるものとされています。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題2です。

追納とは、追納が承認された日の属する月前10年以内の期間のうち、滞納していた月の保険料を納付することができる制度である。

正解はバツです。

追納が認められるのは、「滞納」ではなく、保険料の「免除・納付猶予」の対象となっていた月です。